

- 一、皆勤者 (十五日)
- 一、一人分
- 一、一人分
- 一、一人分
- 一、一人分

一、才三説

昨日蛇力自之於下決議也。各工部長及部長力令
印 事務下十一日交湯下事

(以上十九日午後十時迄之状況) ()



兵部事務第五三四號

大正十年七月三十日

兵部事務知事 有吉忠一

内務大臣 市川竹二郎殿

警視總監 北海道 幸都大坂
神奈川 愛知 長崎 栃木 靜岡
德島 福岡 熊本 見島

各廳村縣長官殿
神戶地方裁判所 換車 西殿

川崎造船所 本分工場 田能業

職工状況之調査件 (第三三報)

休業中 一般職工之對立之何等特紀事項